

ふじみ野市水道事業給水条例新旧対照表

改正案		現行																					
<p>(手数料)</p> <p>第33条 管理者は、別表第3に定める事務について、その申請者等から、当該表に定める区分による手数料を申請等の際に徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3(第33条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者の指定(指定の更新を含む。)</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者証の再交付(記載内容に変更があった場合の交付を含む。)</td> <td>1件につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7条第2項の設計審査(材料検査を含む。)</td> <td>メーターの口径が25mm以下</td> <td>1件につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>メーターの口径が30mm以上50mm以下</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> </table>		ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者の指定(指定の更新を含む。)	1件につき	10,000円	ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者証の再交付(記載内容に変更があった場合の交付を含む。)	1件につき	5,000円	第7条第2項の設計審査(材料検査を含む。)	メーターの口径が25mm以下	1件につき 2,000円	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき 3,000円	<p>(手数料)</p> <p>第33条 管理者は、別表第3に定める事務について、その申請者又は申込者から、当該表に定める区分による手数料を、申請又は申込みの際に徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3(第33条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>第7条第1項の指定をするとき</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第7条第2項の設計審査(材料検査を含む。)</td> <td>メーターの口径が25mm以下</td> <td>1件につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メーターの口径が30mm以上50mm以下</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> </table>		第7条第1項の指定をするとき	1件につき	10,000円	第7条第2項の設計審査(材料検査を含む。)	メーターの口径が25mm以下	1件につき 2,000円		メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき 3,000円
ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者の指定(指定の更新を含む。)	1件につき	10,000円																					
ふじみ野市水道事業指定給水装置工事事業者証の再交付(記載内容に変更があった場合の交付を含む。)	1件につき	5,000円																					
第7条第2項の設計審査(材料検査を含む。)	メーターの口径が25mm以下	1件につき 2,000円																					
	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき 3,000円																					
第7条第1項の指定をするとき	1件につき	10,000円																					
第7条第2項の設計審査(材料検査を含む。)	メーターの口径が25mm以下	1件につき 2,000円																					
	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき 3,000円																					

	メーターの口径が75mm以上	1件につき	5,000円
第7条第2項の工事 検査	メーターの口径が25mm以下	1件につき	4,000円
	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき	7,000円
	メーターの口径が75mm以上	1件につき	10,000円
第22条第2項の立会		1件につき	2,500円
第38条第2項の確認		1件につき	14,000円
給水証明、納付証明 <u>その他の証明</u>		1件につき	200円

	メーターの口径が75mm以上	1件につき	5,000円
第7条第2項の工事 <u>検査をするとき</u>	メーターの口径が25mm以下	1件につき	4,000円
	メーターの口径が30mm以上50mm以下	1件につき	7,000円
	メーターの口径が75mm以上	1件につき	10,000円
第22条第2項の立会 <u>をするとき</u>		1件につき	2,500円
第38条第2項の確認 <u>をするとき</u>		1件につき	14,000円
給水証明、納付証明、 <u>その他の証明</u>		1件につき	200円